

平成29年11月文京区議会定例議会追加提案事項

1 文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻1243頁）

- (1) 提案理由 給料月額を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 区長及び副区長の給料月額の改定（別表第1）
 - ア 区長 125万2,400円 → 125万4,000円（1,600円）
 - イ 副区長 101万3,500円 → 101万4,800円（1,300円）
- (3) 施行期日 平成30年1月1日

2 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻1250頁）

- (1) 提案理由 給料月額を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 教育長の給料月額の改定（別表第1）
92万6,200円 → 92万7,400円（1,200円）
- (3) 施行期日 平成30年1月1日

3 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻1499頁）

- (1) 提案理由 報酬月額を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 区議会議員の報酬月額の改定（別表）
 - ア 議長 92万200円 → 92万1,400円（1,200円）
 - イ 副議長 78万8,800円 → 78万9,800円（1,000円）
 - ウ 委員長 64万7,300円 → 64万8,100円（800円）
 - エ 副委員長 62万200円 → 62万1,000円（800円）
 - オ 議員 59万8,100円 → 59万8,900円（800円）
- (3) 施行期日 平成30年1月1日

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻1257頁）

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給料表の改定（別表第一（行政職給料表(一)・(二)）及び別表第二（医療職給料表(一)～(三)）
 公民較差（526円、0.13%）の解消に伴い、給料月額を引き上げる。

イ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第27条）

(ア) 再任用職員以外の職員

一般職員 年間1.8月 → 1.9月（0.1月）

管理職員 年間2.2月 → 2.3月（0.1月）

(イ) 再任用職員

一般職員 年間0.85月 → 0.9月（0.05月）

管理職員 年間1.05月 → 1.1月（0.05月）

改定① 平成29年12月に支給する勤勉手当の支給月数の改定

改定② 平成30年度以後に支給する勤勉手当（6月・12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		現 行	改定① （現行との増減）	改定② （現行との増減）
再任用職員 以外の職員	一般職員	0.9	1.0 (0.1)	0.95 (0.05)
	管理職員	1.1	1.2 (0.1)	1.15 (0.05)
再任用職員	一般職員	0.425	0.475 (0.05)	0.45 (0.025)
	管理職員	0.525	0.575 (0.05)	0.55 (0.025)

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ改定②については、平成30年4月1日

イ 適用日 (2)アについては平成29年4月1日、(2)イ改定①については平成29年12月1日

5 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻6540頁）

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給料表の改定（別表第一）

公民較差（526円、0.13%）の解消に伴い、給料月額を引き上げる。

イ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第30条）

(ア) 再任用職員以外の職員

一般職員 年間1.8月 → 1.9月（0.1月）

管理職員 年間2.2月 → 2.3月（0.1月）

(イ) 再任用職員

一般職員 年間0.85月 → 0.9月（0.05月）

管理職員 年間1.05月 → 1.1月（0.05月）

改定① 平成29年12月に支給する勤勉手当の支給月数の改定

改定② 平成30年度以後に支給する勤勉手当（6月・12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
再任用職員 以外の職員	一般職員	0.9	1.0 (0.1)	0.95 (0.05)
	管理職員	1.1	1.2 (0.1)	1.15 (0.05)
再任用職員	一般職員	0.425	0.475 (0.05)	0.45 (0.025)
	管理職員	0.525	0.575 (0.05)	0.55 (0.025)

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ改定②については、平成30年4月1日

イ 適用日 (2)アについては平成29年4月1日、(2)イ改定①については平成29年12月1日